第５次大阪府障がい者計画（案）【抜粋】

資料6

・令和元年度手話言語条例評価部会で審議頂いた意見具申に関し、第５次大阪府障がい者計画（案）への記載箇所は以下のとおり。

１　共通場面「地域を育む」

２．個別分野ごとの施策の方向性

（６）大阪府全体の底上げ（支援の質の向上と支援を行き届かせる地域づくり）

〇　障がい者の地域での希望する暮らしを実現するためには、障がい者やその家族が孤立しないように、障がい福祉サービス事業所や医療機関、学校、行政など関係機関が連携し支えていくことが不可欠です。府内ではそうしたネットワークがまだまだ脆弱であり、府が好事例等を集約し、市町村に横展開していきます。また、移動支援や情報保障等も不可欠であり、地域間格差が生じないよう、様々な生活場面において適切に確保するとともに、大阪府が先進的に取組みを進めている言語としての手話の認識の普及や習得の機会の確保に関する施策についても、より強力に推進していきます。

３．具体的な取組みと目標

（６）大阪府全体の底上げ

○聴覚障がい児への支援

　　新生児聴覚スクリーニング検査などにより、聴覚障がいを早期発見し、その後、速やかに府手話言語条例に基づく施策の中核拠点である府立福祉情報コミュニケーションセンターにおける聴覚障がい児支援につなぎます。

また、関係機関と連携した切れ目ない支援を行うとともに、手話の習得支援を行うことのできる環境整備も進めます。

２　生活場面「学ぶ」

２．個別分野ごとの施策の方向性

（１）早期療育を受ける

〇　具体的には、令和２年６月に運営開始された府立福祉情報コミュニケーションセンターにおける聴覚障がい児や視覚障がい児への相談支援や関係機関との連携による支援、治療等に速やかにつなげるとともに、保健・医療・教育等の関係機関と連携しながら障がい児への相談支援・情報提供の充実を図ります。特に難聴児については、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の作成を進め、乳幼児期手話言語獲得ネットワーク等を活用して、福祉・保健医療・教育等の関係機関とさらなる連携を図ります。

３．具体的な取組みと目標

（１）早期療育を受ける　２．療育支援の充実

〇 聴覚障がい・視覚障がい乳幼児の療育指導等の充実

　 聴覚障がい・視覚障がい乳幼児の療育指導等について、速やかに府立福祉情報コミュニケーションセンターや療育機関等につなぐとともに、関係機関と連携した切れ目ない支援を行います。